

第二回人と環境にやさしい農業・農村振興検討会 議事要旨

I 開催概要

開催日時 令和7年10月23日（木）13:30～15:10
開催場所 県庁2号館5階 庁議室

II 出席者

1 委員

辻村 英之	京都大学大学院農学研究科 教授
岩浅 有記	大正大学地域構想研究所 准教授・兵庫県政策コーディネーター
中嶋 敏博	豊岡オーガニックワークス 代表
新井 正枝	イオンアグリ創造株式会社 生産本部西日本事業 事業担当
新岡 史朗	一般社団法人兵庫県食品産業協会 専務理事
堂本 英之	全国農業協同組合連合会兵庫県本部 県本部長
田路 永子	一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構 地産地消アドバイザー

2 県

農林水産部長ほか関係課長、関係部局関係課長等

III 議事次第

1 開会あいさつ

2 協議事項

条例に盛り込む内容（骨子）案について（資料1）

※県当局から資料説明した後、協議。協議での委員発言については別紙1参照（次ページから）

3 閉会

●委員長

本骨子案は、「人と環境にやさしい農業」が中心に据えられているので有機農業や環境創造型農業に焦点が当てられるのはもちろんだが、それだけに限定されていない。

有機農業や環境創造型農業の水準に達していない慣行農業においても環境負荷の低減を取り組むことを重視しており兵庫県における幅広い農業の今後の発展方向として、環境負荷低減や有機転換などの「人と環境にやさしい」方向への目標が示されており、それに向けて県の役割も強調されている。また、流通事業者や消費者との連携、消費者の理解促進にも配慮されており、農業の生産基盤である農村振興にもつながる視点が盛り込まれている。

このように、幅広い視点から兵庫県農業の発展目標が示されており、それを後押しするための推進策として、よくまとめられた案だと感じた。ただし、私自身いくつか疑問点もあり、それについては後ほど意見を述べることとする。

まずは、私以外の委員から、それぞれの立場でこの骨子案について評価をいただきたい。

●委員

これまで何度か説明してきた通り、私たちはグループで有機にんじんの生産・販売を推進しており、共同で取り組む体制を整えている。昨年あたりから私の地元の市では「有機給食推進」の動きがあり、今年は年6回「有機給食の日」が設定されており、私はその中で生産者と給食センターとの調整役として中心的な立場で運営している。

生産者側は、私が思っていた以上に、給食に自分たちの作物が使われることは非常に嬉しい、やりがいを感じている。給食のメニュー表に自分の顔や活動が紹介されることで、地域とのつながりを実感できるようである。これは私の周囲だけでなく、市全体でも共感して取り組む生産者を見つけて、こうした活動を広く紹介することで、生産者の活気や農業の活性化につながるのではないかと感じている。

また、消費者としても、毎年、地域の小学校の1年生が冬ににんじんの収穫体験をすることで、その経験を覚えていて、私が学校に行くと、子どもたちが親しみを持って接してくれて、こういうことが地域で当たり前になり、それが自分たちの給食の材料になっているというのが地元でのプライドというか、いずれ地域に根ざした活動をする際に子どもたちが良い思い出を持ちつつ活動してくれるのではないかと思い、やればやるほど手ごたえを感じてきている。これは食育の面でも非常に意義のあることだと感じている。

さらに、私の地元の地域では、広域で地産地消の給食を推進する動きがある。まずは有機農業を目指しつつも、いきなり高いハードルを設けるのではなく、まずは「いも・たま・にんじん（じゃがいも・たまねぎ・にんじん）」のような作りやすく、給食で使いやすい作物から始められたらと思う。

慣行農業に取り組む方々にも、最終的には有機農業に移行してもらうことを目指し、まずは地産地消率を上げようという流れで、農協や給食センターの教育関係課、農林関係課など、関係機関が垣根を越えて連携できれば大きな流れになると感じている。

さらに、この地域から県産県消の取組として、都市部の学校給食などにも地元産の食材を提供できるような流れになれば、生産者にとっても大きなやりがいとなり、農業に共感する人が増え、農業人口の増加にもつながるのではないかと期待している。

骨子案については、非常にうまくまとめられており、私としてはこれ以上何かを加える

余地があるのかと思うほど、良い内容だと思う。

●委員長

給食のことは、第二章の9, 10の項目に記載されている。

最近では「シビックプライド（市民の誇り）」という言葉がまちづくりの文脈でよく使われるようになってきている。今回、オーガニック給食を実施している地域のオーガニックビレッジ関係者からも「シビックプライド」という言葉が出てきており、骨子案の14ページにも「県民の誇り」という表現が見られる。

●委員

地域創生にこの条例がつながっていくことが重要だと思われる。

条例の目的には「農業・農村づくりの推進」が掲げられているが、地域全体で協力して取り組むということで、食に関する活動は、あらゆる分野と連携が可能なので、地域創生につながっていくという上で、シビックプライドというの非常に大事な要素である。

●委員長

「県民の誇り」という表現が骨子案に盛り込まれている点について、先ほど読んでいて非常に良いと感じた。いまいただいたコメントは、その視点をさらに補強する内容になっている。

●委員

まず、12ページの「条例制定の経緯」について、現在の案では、過去2年間の有機農業検討会の内容が中心に整理されているが、今回検討している条例は、より幅広い内容を含むもの。そのため、経緯の記述が少し狭い範囲にとどまっている印象を受けた。

先ほどの説明でも、兵庫県では平成4年頃から環境創造型農業に取り組んできたという話があった。そうした過去の県農政の流れも踏まえたうえで、現状に対応するという趣旨を、もう少し厚みのある形で整理すると、市町や関係者に説明する際にも説得力のある趣旨説明につながるのではないか。

また、条例制定の方針の中では「慣行農業とのバランス」や「生産と農村」といったキーワードが出てくるが、制定の経緯の部分にはそれらが反映されていない。制定趣旨として、別紙で整理するか、場合によっては条例の前文に位置づけるなど、工夫をお願いしたい。

次に、3番の「条例制定の方針」について、私は食品産業の立場で参加しているので、少し細かい点になるが、3行目の「出荷・流通」という表現に「加工」を加えてほしい。

13ページの骨子案では「食品関連事業者」がしっかりと位置づけられており、感謝する。ただ、15ページの総則では「市町・農業者・食品関係事業者・県民の役割」となっており、農業と農村の両方に関わる部分として、例えば「農業団体」や「農業委員会組織」などの位置づけが見えにくい点が気になる。もう少し工夫ができるのではないか。

さらに、施策の項目についてだが、細かい内容は多岐にわたるもの、「計画策定」に関する項目が見当たらないため、何を実行するのかが不明確になってしまう懸念がある。この条例に基づいて、具体的な施策の計画を策定するという位置づけを、どこかに明記してはどうか。

なお、現在の県農政は「農林水産ビジョン」に基づいて進められているので、この条例

に基づく計画との整合性をどう保つかという点も、工夫が必要。ちなみに、別の条例になるが、県の「食の安全安心条例」では計画策定にあたって、別に組織されている「食育安全安心審議会」の意見を聞くことが記されている。こうした先行事例も参考にしてはどうか。

●委員

私も、今回の骨子案は川上から川下までの流れに沿って分かりやすく整理されていると感じた。ただ、気になったのは、この条例を具体的にどう実行に移していくのかという点。おそらく、これから詳細を詰めていく段階だとは思うが、もう少しその実施のイメージが見えると、より多くの方々に理解が深まるのではないかと感じた。

私たちは生産も行っているが、特にこの夏は非常に厳しい栽培環境に直面した。コストも上がり、農業を生業として続けていくことの難しさを強く感じている。有機農業は環境への配慮という面では非常に意義があるが、同時に生産者の生活とも密接に関わっている。環境への配慮と生産者の現実的な生活との整合性をどう取っていくかは、今後の課題だと感じている。

流通の面では、県の支援も受けながら、春から有機農産物の小分け作業を行い、店舗へ供給する取組を始めた。私たちのところで小分けすることでばらつきが減り、店頭での見栄えも良くなり、お客様に選ばれる機会が増えたという評価をいただいている。

課題として残っているのは、どうしても出荷できない規格のものが出ててしまうので、それをどう無駄なく消費者に届けるかという点。これは他の生産者も同様の悩みを抱えており、今後話し合っていきたいと思っている。

また、ある程度の量を確保することも重要。JAとは、生産者が一つの品目に取り組みつつ、加えて、自分の経営に合わせて別の品目も選択するような形で、今後の展開を考えていこうという話をしている。これは下期に向けて、具体的に進めていく予定。

出荷について、1回や2回だけ店頭に並ぶのではなく、一定期間継続して販売することで、消費者に認知され、興味を持つてもらえるようになる。そのためには、品目の選定も含めて、継続的に話し合いをしていきたいと考えている。

●委員長

例えば、現在実証的に取り組まれている「流通の合理化」について、これは17ページに記載されている「農産物の流通」の内容に該当すると思うが、骨子案に追加や修正すべきところはあるか。

●委員

私としては現時点での内容については理解できており、特に問題ない。

●委員

条例が制定された後に「魂を込める」ためには、施策の立案と実行が重要。先ほども触れられていたが、農林水産ビジョンとの関係も含めて、条例をどのように具体的な計画に落とし込んでいくのかがポイントになる。条例と施策が常に連動するように整理し、進捗管理も含めて確認していくことが重要である。

条例はどうしても文字だけの形式的・理念的・概念的なものになりがちなので、具体的な事例をもとに議論を進めることで、理解も深まり、実装にもつながっていく。こうした

点をしっかりと整備していくことが望ましいと感じた。

それに関連して、今回の条例では「人と環境にやさしい」というキーワードが随所に使われている。行政文書では「やさしい」という形容詞はあまり使われない印象があるが、これまでの議論を踏まえると、使う意義はあると思われる。

ただし、「やさしい」という言葉は抽象的で、解釈の幅が広くなりがち。すでにいくつか定義は示されているが、しっかりと整理していただけだと、理解が深まると思われる。

さらに、基本理念（14 ページ）に関連して、先ほども触れられていたが、「慣行農業とのバランス」という表現についても少し気になっている。もちろん「バランス」という言葉自体は悪くないのだが、分けて考える印象を与える可能性もある。私自身は、慣行農業・環境創造型農業・有機農業の 3 つは、それぞれ独立したものではなく、連続性があると考えている。地域ごとに自然環境や経済・社会的背景が異なるため、それぞれの地域に応じた選択が重要である。何が良い・悪いという解釈論に陥るのではなく、すべての取組が大切であるという視点をしっかりと整理していただけだと良い。

●委員長

全体的な視点で、特に施策との対応についてご意見をいただいた。加えて、「バランス」という表現についても触れていただいた。地域ごとの特徴を生かし、どれか一つが優れているということではなく、それぞれの地域に合った形で農業を発展させていくという考え方が示された。

●委員

有機農業だけでなく慣行農業も含めて整理されている点については、私も賛同する。

この条例の中には「食料の安定供給」という視点も盛り込まれていると理解している。特に重視すべきなのは、兼業農家や小規模農業者の存在。兵庫県の農業は中山間地域が多く、大規模な担い手が自立して経営している一方で、大多数の農業者が小規模で活動している。食料の安定供給を考える上で懸念されるのは、こうした方々が農業を続けていく環境が整っているかどうか。農地や生産者の減少は、農業が儲かっていない、産業として成り立っていないことの表れでもある。

もし農業がきちんと産業として成立していれば、親が子どもに「農業を継いでほしい」と言えるはずだが、現状では、「自分の代で終わりにしよう」と考える方も多く、これが農業者の減少につながっているのだと思われる。

条例のテーマである「人と環境にやさしい農業」とは少し離れるかもしれないが、食料の安定供給という本質的な課題を考える上では、農業が産業として成り立つ環境づくりのため、行政や関係機関、そして消費者にも理解を求めることが必要である。そして、適正な価格での取引や再生産可能な仕組みづくりの要素も必要だと感じている。

また、兵庫県ではオリジナル品種のコノホシがデビューし、温暖化の影響を受ける中でも安定して米が収穫できるような品種づくりが行われている。知事が先頭に立ってブランド化にも取り組まれており、こうした取組は農業を産業として成立させるための一つのツールになると思われる。こうした流れを盛り上げていけるよう取り組みたい。

●委員長

私も、皆さんと同様に「環境創造型農業」や「有機農業」だけでなく、慣行農業を含め

て整理されている点については賛同する。

今回の条例案の中で「食料安全保障」という言葉が強調されていることにも注目している。条例制定の方針にも「食料安全保障の尊重」と明記されており、説明資料にも「安定供給」という言葉が記載されている。条例の中にはそこまでは記載しないということになるかもしれないが、これに対して、例えば、農業者の高齢化や新規就農者の減少といった問題に対して、どのような施策で対応していくのか。また、食料の安定供給を考える上で、再生産可能な価格の確保や、合理的なコストを保証できる価格形成などは、国では法制化され取組が始まっているが、県としても取組は検討すべきではないかと思われる。

●委員

私の地元は中山間地域で、小規模な農業を営む高齢の方が多く、担い手不足が深刻である。若い方も少しづつ参入され、面積が少し広がる状況。

例えば、地元の市で小松菜を給食に使う場合、1人の生産者だけでは間に合わず、複数の方が協力してようやく必要量を確保できるという状況。長年農業に携わってきた方が、規格に合わせて丁寧に栽培してくださっているが、現場ではさまざまな課題がある。

有機農産物を使いたい栄養教諭と、絶対に嫌という栄養教諭がいて、給食で使う際には、栄養教諭の方々が「有機」や「減農薬」と聞いただけで「虫がついているのでは」といった先入観を持ち、使いたくないと判断されるケースもある。実際、他の地域でも同様の声を聞いている。例えば、野菜のサイズが少し大きいだけで「使えない」とされることもあり、せっかく良いものが届いても、1回そういうことが起きただけで終わってしまうこともある。

そのため、兵庫県独自の「環境にやさしい農法による農産物の規格」などが整備され、一定の基準を満たしたものは給食で使えるようにする仕組みがあると、現場としては非常に助かる。規格外でも、サイズが大きいものは加工しやすく、給食現場ではむしろ使いやすい場合もあり、小さいものでも上手に作業できるものもある。

また、価格のことでは、保護者の方は「良いものを使ってほしいから給食費を上げてもいい」と言ってくださることもあるが、公費ではなくても市町の方針で給食費を抑えている場合もあり、無償化が進む中で市町の負担になってくると、使える食材の選択肢が制限されることも懸念している。

条例の中には、生産者と栄養教諭との交流や学びの場を設けることが盛り込まれているが、栄養教諭は教育委員会に所属しているため、農林部門からの働きかけだけでは研修などに参加しづらい現状がある。課を越えた連携ができるような仕組みがあると、より実効性のある取組になると思われる。

子どもたちへの教育はもちろんだが、大人に対しても食育で、「環境にやさしい農業で育てられた野菜とはどういうものか」を分かりやすく伝える工夫が必要。

●委員長

子どもに限定せず、大人も含めて、県民全体での交流や理解促進を進めていくことが重要で、食育についても、子ども向けだけでなく、より広い世代に向けた取組が必要だという指摘があった。この点について、条例案の中でどのように整理されているか、確認が必要かと思う。

●委員

「食育」という形でまとめられているので内容には問題はないという認識。

●委員長

有機農産物の規格の問題についても、生産者の方々から多くの声が上がっていることは私も認識している。出荷促進の項目に記載されているということになるか。もしこの点について、具体的なご意見があれば、お聞かせいただきたい。

●委員

まさに今、私たちが現場で感じている課題と重なる、非常にタイムリーな話だと思う。慣行農業や市場流通の基準をそのまま有機農業に当てはめるのは、少し乱暴な面もあると感じている。一方で、有機だから虫がついていても当たり前というような極端な考え方も、生産者としては違和感がある。そこはやはり、努力や工夫で改善できる部分もあると思う。

このような認識の違いを埋めるためにも、栄養教諭、生産者、行政が一緒になって、一定の基準や考え方を共有できる場が必要だと感じている。栄養教諭の中には「有機」や「無農薬」と聞いただけで拒否反応を示す方もいるが、それには過去の経験や理由があるはず。そうした背景を理解し合うことで、より良い方向性が見えてくるのではないか。

また、生産者の中には「地元だから規格外でもいいだろう」と思っている方もいるが、給食現場では時間や衛生面の制約があり、一定の規格に沿った食材が求められる。こうした現場の事情を知らない生産者も多く、認識のギャップを埋める努力が必要。教育委員会と農林部門が別組織であることも、連携の障壁になっている。食育を進めるのであれば、こうした縦割りの構造を乗り越え、関係者が集まって話し合える場を設けることが重要である。そうすることで、新しい発想や取組が生まれる可能性も広がると思われる。

この条例をきっかけに、具体的な施策として落とし込めるような仕組みづくりが進むことを期待している。

●委員長

有機農産物の規格については、現時点では明確な基準が存在していない状況だと思われる。これは学校給食に限った話ではなく、スーパーなど一般流通の場面でも同様。最近では、スーパーに有機農産物が並ぶようになってきたが、それによって逆に農業者の方々が悩まれるケースも増えている。規格が厳しすぎることで、出荷できるかどうかの判断が難しくなっているという声もよく聞く。そのため、もう少し大まかでもよいので、現場で判断しやすいような基準が設けられると、生産者にとっても助かるのではないか。

●委員

専門である環境やツーリズムの視点からコメントする。まず1点目は、条例に盛り込まれている「品種の開発・普及」について、「品種の保護・継承」という視点もここに含まれているかもしれないが、重要なことである。地域に根ざした伝統的な在来品種の保全で、私の職場の近くには、地域名が付いた野菜があり、新たなブランディングが進められている。こうした取組は、グリーンツーリズムや地域創生にもつながるため、そんな視点を持つことも良いのではないかと感じている。

次に、環境の視点として、条例には「環境負荷の低減」が盛り込まれている。これは非常に重要な考え方だが、最近では「再生農業（リジェネラティブ・アグリカルチャー）」と

いう概念も注目されている。例えば、地力の回復や生態系の再生など、地球環境の限界を意識した農業のあり方である。

特に生物多様性の分野では、絶滅危惧種の増加や、リン・窒素の限界を超えていることなどが問題である。もちろん、化学肥料によって私たちの生活が豊かになった面もあるが、物質循環の観点から見直す必要があると感じている。一気にすべてを変えるのは難しいが、「再生」という視点をどこかに盛り込んでいただけると良い。

●委員長

表現については、少し変更や追加が必要になるかもしれないが、可能な範囲で検討してほしい。

確認事項だが、18ページの第3章「人と環境にやさしい農村」の中に、「地域共同体制の確立」と「農村における共同活動の促進」という2つの項目があり、これらの違いが少し分かりづらく感じた。前回の議論でも、地域コミュニティの衰退や新しいコミュニティの構築について意見が出ていたが、それに関連するのは「農村における共同活動の促進」の方か?一方、「地域共同体制の確立」は、環境創造型農業や有機農業の推進に向けて、農業者と地域住民が連携・協働する体制づくりを指していると理解して良いか?少し表現が分かりづらいので、違いがはっきり分かるように整理していただきたい。

●県

1番目は耕畜連携などを含めた体制づくり、2番目はいわゆる多面的機能の保全など既存活動の支援という位置づけになる。3番目が農村RMOのことである。

●委員

条例の中身とは少し離れた話になるが、今回の条例制定は、兵庫県が「人と環境にやさしい農業に取り組む県」であるというイメージづくりに取り組むというのも趣旨だと理解している。そういう意味では、条例の策定とあわせて、県としてのイメージやブランドを発信することも重要ではないかと思う。例えば、県民に親しまれるようなシンボルマークを作成し、機運を盛り上げていくというのも一つの手法ではないか。

●委員

今回の条例制定にあたっては、それに基づく施策の中で、県としてPRにつながるような打ち出し方ができる施策が必要だと感じている。すでにさまざまな施策が検討されているかと思うが、今回の条例では「人と環境にやさしい農業」の中で、特に「環境負荷低減農業」がしっかりと位置づけられている点は非常に重要である。

この分野に関しては、従来から環境創造型農業や、国の施策に基づいた取組が行われてきたが、例えば「農業版J-クレジット制度」のような新しい仕組みを、兵庫県として積極的に導入・推進することができれば、大きなPR効果が期待できるのではないかと思う。J-クレジット制度は、農水省が旗振り役となっているが、現状ではなかなか普及が進んでいない。制度には、自らが実施事業者となってクレジットを販売する方法と、「プロジェクト型」と呼ばれる、核となる組織が立ち上げられ、個々の事業者がそのプロジェクトに参加することで制度に参画できる方法がある。兵庫県がこの「プロジェクト型」の仕組みを立ち上げることで、全国でも初の取組として注目される可能性があり、県のイメージ向上にもつながると思われる。

また、前回も申し上げたが、有機農業の推進においては、兵庫県独自の品目、例えば「いもたまにんじん」などを積極的に推進品目として位置づけ、関係者が連携して一定の規格を策定する取組も有効と思われる。学校給食や教育委員会とも連携し、規格の整備を進めることで、より実効性のある施策として展開できるのではないか。

このように、条例の理念を具体的な施策として打ち出してほしい。

●委員

いも・たま・にんじんの保管はどのようにされているか？

●委員

保管技術は生産量や流通に直結する重要な要素だが、現在、私の地元では、農協の冷蔵施設を活用することで、保管の課題を解決できないかという話をしている。最近では冷凍技術が非常に進化していると聞いている。私自身も詳しくは知らなかつたのだが、最新の冷凍技術では、品質や鮮度がほとんど落ちない状態で長期保存が可能だそう。

●委員

冷凍でミネラルなどの栄養成分が失われることが心配。

●委員

冷凍というより半冷凍技術のようである。

●委員

業界の方からも「兵庫県産の農産物は加工に使用するには、一定の品質のものの量がそろわない」という声をよく聞く。地元産を使いたいというニーズはあるものの、安定供給が難しいため、農村部で一次処理を行い、冷凍保管してもらえば、一定量を確保できるという要望がある。

このような冷凍保管の仕組みが整えば、自社だけでなく同業他社でも活用できる可能性があり、流通の幅も広がる。もちろん、冷凍によって一部の栄養素が損なわれることもあるが、使い方によってそういうこともお願いしたい。

●委員長

6ページに記載されている「高齢者及び障害者などの農業に関する活動の環境整備」について、そこに「農福連携」や「半農半X」の取組が含まれている点に、少し違和感を覚えた。「農福連携」だけであれば、文脈として理解しやすいが、「半農半X」の取組まで含まれているとなると、少し範囲が広すぎるようを感じる。

●県

「多様な人が」という意味合いで記載している。

●委員長

多様な農業主体として、「半農半X」のような幅広い概念がこの項目に含まれていることをもう少し分かりやすいように表現していただけると良い。

●委員

最後に第3章「農村振興」に関して、施策レベルでのお願いをさせていただく。

兵庫県では、昭和の終わりから平成の初めにかけて、市町と連携しながら「集落営農組織」の育成に力を入れてこられた。現在では、それらの組織が高齢化し、「RMO（地域運営組織）」のような形に移行してきている。冒頭でも申し上げたが、過去に実施された施策に

ついて一度しっかりと検証していただき、現在の状況に照らして有効なものがあれば、農村振興の政策体系の中でぜひ活用していただきたいと考えている。

当時の集落営農組織の育成には、1地区につき5年ほどの時間をかけて取り組んでいた記憶がある。それほどの時間をかけないと、地域に深く入り込み、地域を動かすことは難しいと実感している。農村振興は息の長い取組になると思うので、そうした点も踏まえて、今後の施策にしっかりと反映していただければありがたい。

●委員長

「食料安全保障」の部分について、具体的にどの施策案に該当するのか、説明いただきたい。

●県

「食料安全保障」については、特定の項目ではなく、総じてこの内容に取り組むことで、そこにつながるものという考え方である。

●委員長

一般的に「食料安全保障」は、①十分な供給、②アクセスのしやすさ（価格の妥当性を含む）、③利用（安全・栄養・健康）、④安定性など、複数の要素で構成される。今回の条例では、農業を産業として成立させるための利益確保や価格形成についても、県民の理解を醸成することで、結果的にその基盤が整うような方向性が示されている。そのため、直接的な価格保証などの施策は盛り込まれていないものの、条例の理念としては「食料安全保障」を支える構造が意識されていると理解した。